

R6 度要望に関する現在の対応や見込みなどについて

<小学校について>

1) 何らかの支援を必要とする子どもたちへの支援体制強化

- ・市の予算でのスクールサポーター、スクールカウンセラーの増員。
- ・スタディメイト、スクール・サポート・スタッフの増員。
- ・学習ボランティアなどの支援員体制の強化について、県に対して積極的な働きかけ。
- ・これらの人材の確保のための対策の実施。

【学校教育課（指導・生活）】

A：（生活）スクールカウンセラーについては、県教育委員会の協力を得て、37人を全小中学校に配置しております。一方、配置時間が十分でない小学校10校には、市独自に8人を追加配置しております。今後もニーズは高まっていくことが予想されますが、心理的援助職のニーズは教育のほかに福祉や民間企業等、多方面で高まっており、専門的な知識に加え、臨床心理士等の資格を有する人材を確保し、継続的に採用することは難しい状況になっております。そこで市教育委員会としては、緊急の対応が必要な場合には、市教育委員会に在籍する6名の臨床心理士等を派遣し、対応に当たっております。

2) 発達障害等のある支援が必要な児童への就学時の情報周知

- ・就学時健診の際に、保護者に向けて関連する情報を提供すること。
- ・保護者が支援の重要性を認識しやすくなるような取り組み、パンフレット配布や動画による説明などの情報発信をお願いいたします。

【学校教育課（指導）】

A：各小学校で行われる就学時健康診断に合わせて、入学予定の保護者に富山県作成のリーフレット「一人一人の教育的ニーズに応える連続性のある多様な学びの場ガイド」を配付し、障害の程度による様々な学びの場の情報提供を行っているところであります。加えて、市教育委員会では、年12回「さわやか相談会」を実施しており、令和6年度は90組の相談を受けております。この相談会は、発達障害を含む障害に関する専門的知見・経験を有する者が相談員として対応するため、特別な配慮を必要とする子どもたちを、個のニーズに応じた適切な支援につなげるための窓口として重要な役割を担っております。年度当初、園、保育所、小・中学校に配付しているところではありますが、就学時健康診断の際にも「さわやか相談会」の案内を保護者に配付するなどして、情報を提供することも検討してまいります。

3) 校内サポートルームの拡充および支援員確保のための施策

- ・市独自の「支援員特別教育制度（仮）」を設け、履修者が支援員となれる仕組みづくり。
- ・学校ボランティアや地域住民による指導員の補助体制の早急な整備の実現と支援。

【学校教育課（生活）】

A： 校内サポートルームの在り方については、今後は、各学校の実情に加え、設置校における効果を検証し、設置の見直しについて検討を進めてまいります。例えば、教室復帰の児童生徒が増え、利用する児童生徒がいなくなるなどのよい効果が見られた場合、より支援が必要な学校に設置校を変更することも考えております。指導員については、利用する児童生徒は、人とのコミュニケーションが苦手などの特性がある場合が多く、研修で身につく知識や技能だけでなく、包容力や誠実さ、子どもとかかわる適性等、様々な資質・能力が求められるため、その人選を適切に行う必要があります。まずは教職や教育相談の経験があるなど、専門性を有する人材を確保するための取組を進めてまいります。

4) 学びの多様化学校の整備と校内サポートルームとの連携

- ・学校に行けない児童生徒が学びを再開できるように多様な学びの学校の早期整備。
- ・校内サポートルームとの連携強化。

【教育総務課】

A： 不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を行う「学びの多様化学校」について、本市では、太広田小学校と統合を予定している浜黒崎小学校を活用して、令和8年4月に北陸初の学校型の小中一貫校として設置に向けた取組をすすめております。

【学校教育課（生活）】

A： 校内サポートルームは、学校に登校できても、自分の教室には入ることができない児童生徒が、心のエネルギーを蓄えられるよう令和7年度は36校に設置しております。一方、学びの多様化学校は、学びたい気持ちがありながら、様々な要因で在籍校に通うことができない不登校児童生徒に、自分らしく学ぶ機会をもてるよう新たな学びの場として、開校準備を進めております。どのような環境で学ぶのか、どのような居場所が安心できるのかを不登校児童生徒自身が選択できる環境を整備し、一人一人の状況に応じた多様な学びの場を構築し、段階的かつ多層的な支援を推進してまいります。

5) 次世代に向けた子どもの育成のための富山型教育や ICT の活用推進（小・中共通）

- ・富山市内のすべての学校で、「富山型イエナプラン的教育」と「問題解決型学習（PBL）」のさらなる推進と、地域間で教育の質に差が出ないような環境整備。
- ・教員の意識改革を促進し、指導力向上のための研修や支援制度の拡充、および ICT 活用のスキル向上に向けた支援の強化。

【学校教育課（指導）】

A：本市が重点事項に位置づける「主体性のある子どもの育成」を目指した授業改善に向け、校内研修の充実を図っており、その際には、問題解決的な学習やイエナプラン的教育、一人1台端末の活用等、重点的に取り組む視点を各学校が選択し、研究授業を実施したり、教員同士で日頃の実践を共有するなどしております。

6) 子どもたちの SNS トラブルへの対応と情報モラル教育の推進（小中共通）

- ・学校や家庭など周囲の大人が情報モラル教育を通じて、子どもたちにリスクを理解させ、SNS を安全に活用できる環境を整えるため、学校において情報モラル教育を定期的実施すること。
- ・行政による家庭向けの情報提供や教育支援を充実させ、保護者のサポートを行うこと。

【教育センター】

A：市内全小学5年生を対象に、「小5情報モラル講座」を毎年実施しております。また、一人1台端末のブックマークに、情報モラルに関する動画教材を登録し、教員が授業で活用したり、児童生徒がいつでも視聴したりできる環境を整えることで、情報モラル教育の推進に努めております。

7) 体育館および特別教室・支援教室への空調設備の整備（小中共通）

- ・児童生徒が安全に学べる環境として、特別教室や支援教室、体育館への空調設備の設置。
- ・災害時の避難所として利用できるように、体育館の断熱性能の改修および空調設備の早急な整備。

【学校施設課】

A：体育館への空調設置につきましては、エアコン未整備の特別教室などへの空調設置の検討も含めて令和6年度に「体育館・特別教室空調設置検討業務委託」を実施したところであります。

この検討業務の結果を受けて、令和8年度以降に体育館や特別教室などに空調設備を整備することとしております。

<中学校について>

1) 部活動の地域移行に伴う学校施設の改修および保護者の経済的負担軽減

・部活動教室への専用出入口の設置や部活動専用の教室や施設の増設、または改修が必要です。学校施設を部活動の活動場所として引き続き利用できる対策。

・家庭の負担軽減を図るため、クラブチーム加入者への補助金の支給や送迎に関する公的支援の整備。

【学校教育課（指導）】

A： 休日の部活動の地域展開に伴い、地域クラブが学校施設を活動場所として引き続き利用できる対策につきましては、本年5月に「第4回地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」が開催され、その最終とりまとめには、「国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築していく必要がある」と記載されています。今後、地域クラブをどのように認定し、学校の施設等の使用を認めていくかに関わることで、国の動向を引き続き注視してまいりたいと考えております。

家庭の負担軽減を図る補助金や公的支援の整備につきましては、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」においては、保護者等の負担軽減について、「地域クラブの運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する」こととされております。本市におきましては、持続可能な活動環境を整備するために、それぞれの地域クラブの運営費や指導者への謝金等を受益者である保護者に負担していただくことを想定しており、地域クラブ等への公的支援につきましては、現在のところ考えておりません。

2) 子どもたち自らが将来を描けるキャリア教育・校外活動の推進

・「14才の挑戦」を含む多様な郊外活動を実施し、子どもたちへ多くの経験を提供すること。

・学習状況の記録や振り返りを効果的に行うため、キャリアパスポートの活用指針を明確化し、各学校で一貫した運用を実施すること。

【学校教育課（指導・生活）】

A： 「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」は市内の中学校25校で実施しており、引き続き事業実施に必要な予算を確保し、各学校において生徒が充実した活動に取り組めるよう支援してまいります。一方、校外学習等については、児童生徒が様々な体験や知見を得られる貴重な機会であり、その実施は重要な活動ではあるものの、授業時数の確保や学校行事の精選、活動費用の確保等、実施の可否を判断する事情が各学校で異なることから、一律に実施を促していくことは難しいと考えております。

キャリアパスポートに関しましては、令和元年度に運用指針を市教育委員会より各校に周知し、令和2年度から作成と運用を始めております。各校においては、なりたい自分の姿を意識したり、将来の目標を確かにしたりするために、学校生活や学習状況の振り返りを学期ごとに行うなど、学校ごとに具体的

な活用方法を定め、運用しているものと認識しております。

3) 次世代に向けた子どもの育成のための富山型教育や ICT の活用推進（小・中共通）

- ・富山市内のすべての学校で、「富山型イェナプラン的教育」と「問題解決型学習（PBL）」のさらなる推進と、地域間で教育の質に差が出ないような環境整備。
- ・教員の意識改革を促進し、指導力向上のための研修や支援制度の拡充、および ICT 活用のスキル向上に向けた支援の強化。

【学校教育課（指導）】

A：本市が重点事項に位置づける「主体性のある子どもの育成」を目指した授業改善に向け、校内研修の充実を図っており、その際には、問題解決的な学習やイェナプラン的教育、一人1台端末の活用等、重点的に取り組む視点を各学校が選択し、研究授業を実施したり、教員同士で日頃の実践を共有するなどしております。

4) 子どもたちの SNS トラブルへの対応と情報モラル教育の推進（小中共通）

- ・学校や家庭など周囲の大人が情報モラル教育を通じて、子どもたちにリスクを理解させ、SNS を安全に活用できる環境を整えるため、学校において情報モラル教育を定期的を実施すること。
- ・行政による家庭向けの情報提供や教育支援を充実させ、保護者のサポートを行うこと。

【教育センター】

A：市内全小学5年生を対象に、「小5 情報モラル講座」を毎年実施しております。また、一人1台端末のブックマークに、情報モラルに関する動画教材を登録し、教員が授業で活用したり、児童生徒がいつでも視聴したりできる環境を整えることで、情報モラル教育の推進に努めております。

5) 体育館および特別教室・支援教室への空調設備の整備（小中共通）

- ・児童生徒が安全に学べる環境として、特別教室や支援教室、体育館への空調設備の設置。
- ・災害時の避難所として利用できるように、体育館の断熱性能の改修および空調設備の早急な整備。

【学校施設課】

A：体育館への空調設置につきましては、エアコン未整備の特別教室などへの空調設置の検討も含めて令和6年度に「体育館・特別教室空調設置検討業務委託」を実施したところであります。

この検討業務の結果を受けて、令和8年度以降に体育館や特別教室などに空調設備を整備することとしております。

<保護者や地域に関すること>

1) 家庭学習の充実と学校・家庭の連携強化

- ・学校や市が家庭教育に役立つ情報や具体例を発信し、保護者が相談できる環境の整備。
- ・富山県作成の「家庭学習のすすめ」というリーフレットなども活用して、家庭学習の重要性を広く周知。

【学校教育課（指導）】

A: 「家庭学習の手引き」等を子どもの実態に合わせて作成している学校もあり、子どもたちが主体的に家庭学習に取り組むことができるよう、保護者への働きかけを行っております。また、個別懇談会や学級・学年懇談会の機会等をとらえ、家庭での過ごし方を話題にする中で、家庭学習についても触れる場を設けており、保護者からの相談にも随時対応しているところであります。

富山県作成の「家庭学習のすすめ」につきましては、令和6年度は県から小1、中1の保護者宛てに6月に送付されており、各学校において内容を確認して配付するなど、家庭学習の参考資料として使用しております。

2) 「tetoru」の運用改善と機能追加

- ・「tetoru」において、緊急情報とその他の連絡を区別できる機能の追加。
- ・運用基準の策定を行い、学校ごとの利用差を減らすこと。
- ・保護者と教員が気軽に連絡できるような環境整備。

【教育センター】

A: tetoruについては、地域や学校の実情に応じて各学校の判断で運用を行っており、市として一律に運用基準を策定することは考えておりません。

3) 教員の教務負担軽減とスクール・サポート・スタッフ(SSS)の拡充

- ・スクール・サポート・スタッフ(SSS)の労働時間の延長。
- ・学びのボランティアなどの支援体制の充実が必要。
- ・市から県に対して積極的な働きかけ。

【学校教育課（教職員）】

A: 現在、スクール・サポート・スタッフ（以下 SSS）の配置・配当時間等については、富山県教育委員会（以下県教委）で決めているため、県教委に働きかけてまいります。SSS の配当時間は、学校規模に応じて、1校当たりの配当時間が決まっており、その範囲の中で各小・中学校と SSS が相談を行っているため、延長は難しいと考えられます。しかしながら、教員の業務負担軽減につなげていくために、SSS や学びのボランティア等の支援体制がさらに充実するよう、市教委から県教委に働きかけてまいります。

4) デジタル採点システムの市予算による全校導入

・全額を富山市の予算において、このデジタル採点システムの全校への導入をお願いいたします。

【教育センター】

A: デジタル採点システムは、市内の一部の中学校で導入されています。その効果は、校種や学校規模等に左右されることや、ニーズも学校や教員、教科等によって異なることから、市内全小・中学校に市費で一律に導入することは考えておりません。

5) 学校運営のための学校の自由裁量予算の確保

・学校が円滑に運営され、より充実した学びの環境を整備するために、校長やコミュニティ・スクール(CS)が自由裁量で使える一定の予算をお願いいたします。

【学校教育課（指導）】

A: 学校が自主的・活動的な創造性にあふれる学校経営を行うため、学校の裁量により、学校や地域の特色を生かした事業に取り組めるように「元気な学校創造事業」による予算の支援を行っているところであります。

<地域連携について>

1) 学校教育における地域・保護者の交流促進のための「親学び」関係事業への助成

- ・PTAの「親学び」関係事業に対する支援。

【生涯学習課】

A：市PTA連絡協議会に業務委託している「成人教育活動事業」により、PTA会員や親学び推進リーダー等のための研修会を開催し、参加者同士の情報交換や、学びや気づきの場を設けることで、小中学校における「親学び講座」の充実が図られるよう支援しているところであります。今後も市PTA連絡協議会等と連携しながら、親学び講座の普及・促進に取り組んでまいりたいと考えております。

2) 見守り活動継続のための交通安全プログラムの情報周知、環境整備および継続支援

- ・地図アプリとの連動による情報の一元化を行い、危険箇所の状況や対策状況などをリンクすることで、スマートフォンやChromebookから利用しやすい環境の整備。
- ・ボランティアが不足している地域では、一定の雇用契約による地域人材の導入を促すなど、地域で子どもたちの見守り活動が継続できる体制や新たな支援に向けた取り組み。

【学校教育課（生活）】

A：通学路に係る危険箇所やその対策状況を地図アプリとの連動により情報を一元化することは、有用性が高いと考えられます。しかし、新たなシステムの構築や予算の確保が必要となりますので、先進の取組を調査し、実現の可否について検討を進めてまいります。

本市では現在、学校安全パトロール隊として、186隊・約1万人の方々がボランティアで地域の見守り活動に携わっていただいております。各隊において人材の確保は課題になっておりますが、一部地域において隊員と雇用契約を結ぶことについては、該当地区の選定基準の設定や予算の確保が困難な上、見守り隊の支援に対する地域間格差が生じることから適切ではないと考えます。しかしながら、持続可能な見守り隊の在り方を考えることは重要なことであり、他市町村等の取組を調査し、参考となる取組については周知してまいります。

【教育センター】

A：一人1台端末のブックマークに、「富山市ハザードマップ」「富山市通学路交通安全プログラムまとめ集」を登録し、児童生徒が危険箇所等を確認できる環境を整えております。

3) 放課後の子どもの居場所確保と学童保育の充実

- ・公立学童保育（子ども会）の運営時間を延長すること。
- ・民間学童（放課後児童クラブ）への助成を拡充することで利用料金の減額。

【こども支援課】

A： 地域児童健全育成事業（子ども会）については、市内63の小学校区のうち60校区で実施しております。この事業の開設時間は、運営を委託する各校区の運営協議会において、地域の実情に応じて決められております。本市では、開設時間の延長や開設日数の拡大を図るため、教育委員会と連携した健全育成室の環境改善や委託料の積算における人件費単価の引き上げなどを行ってきており、令和7年度においては、令和6年度より、8校区の地域児童健全育成事業で、平日・長期休暇・土曜日等の開設時間を延長していただくこととなっております。

本市といしましては、地域の実情を踏まえ、地域の皆様のお力をお借りしながら、引き続き、地域児童健全育成事業を実施していくこととしており、今後とも各運営協議会や指導員に対し働きかけ、開設時間の延長や開設日数の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、市内73か所にて、社会福祉法人等の民間事業者が実施しており、本市では、その運営費等に対して補助を実施しております。令和7年度においては、国・県の補助金を活用して、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合に、運営費を増額する補助金を新たに創設しました。現在、この新たな補助金を54クラブが活用しております。なお、国の示す放課後児童健全育成事業の運営費の考え方では、運営費の半分を利用者の利用料金で、残りを国・県・市の補助金で負担することとなっております。

今後も国・県の補助金を活用しながら、民間の放課後児童クラブが安定的な運営を図ることができるように、補助金の拡充等に努めてまいりたいと考えております。

4) コミュニティ・スクール(CS、学校運営協議会)の運営と地域参画の推進

- ・コミュニティ・スクール(CS)の活動について、保護者や地域住民への周知を図るとともに、より地域が参画しやすい取り組みが実施できるよう、そのための予算配分（事務費以外）をお願いいたします。

【学校教育課（指導）】

A： 学校と地域社会が協働して学校の運営に取り組むために、地域の資源や人材を活用して教育活動を支える取り組みを進めており、その活動内容につきましては学校ホームページや学校だよりでの周知を図っています。本市におきましては、令和5年度に市内すべての小・中学校がコミュニティ・スクールとなって以降、コーディネーター的な役割を担う方を地域から発掘し、学校運営協議会の委員に加わっていただくことで、地域とともにある学校づくりを推進している学校も見られるようになってまいりました。市教育委員会といたしましては、そういった事例を他の学校にも紹介するなどして、各学校が地域からコーディネーター的な役割を担人材を発掘し、地域住民ならではの強みを生かしながら、さらなる充実に寄与していただくことを期待しているところであり、今後も予算の範囲内において、地域とともにある学校づくりを進めてまいります。